

令和7年度浜松総合庁舎設備保守管理等業務委託契約書

静岡県浜松財務事務所(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
との間に、次の委託契約を締結する。

(信義・誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義・誠実をもってこの委託契約を忠実に履行しなければならない。

(目的)

第2条 甲は、次の業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1)業務の内容

別紙「浜松総合庁舎設備保守管理業務仕様書」、「浜松総合庁舎自家発電機設備保守点検業務仕様書」、「浜松総合庁舎建築物環境衛生管理業務仕様書」及び「浜松総合庁舎水槽清掃業務仕様書」に定める業務

(2)委託の場所

静岡県浜松市中央区中央一丁目12番1号

静岡県浜松総合庁舎(本庁舎、付帯施設、敷地及び駐車場)

(委託契約期間)

第3条 委託契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(申出義務)

第4条 乙は、この委託契約締結後の事情の変化により、委託業務を遂行することが困難となり、又は甲に不利となるような事項が生じたときは、その都度甲に申し出て、必要な指示を受けなければならない。

(委託料及び支払い方法)

第5条 甲は、乙に対し、業務を処理するための費用(以下「委託料」という。)として、年額 金 円を支払うものとする。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額は、金 円とする。

2 各業務の金額は次のとおりとする。なお、各業務の実施時期は、仕様書で定める。

(1)	設備保守管理業務	月額	円
(2)	下水道水質測定	月額	円
(3)	井戸水水質検査(省略項目及び鉄・マンガン)	1回当たり	円
(4)	井戸水水質検査(省略項目のうち大腸菌・濁度検査)	1回当たり	円
(5)	冷却塔レジオネラ菌検査	1回当たり	円
(6)	膨張タンクレジオネラ菌検査	1回当たり	円
(7)	自家発電機設備保守点検、6か月点検		円

(8)	自家発電機設備保守点検	12か月点検	円
(9)	建築物環境衛生管理技術者選任料	月額	円
(10)	空気環境測定	1回当たり	円
(11)	貯水槽清掃	1回当たり	円
(12)	飲料水水質検査(全項目)	1回当たり	円
(13)	飲料水水質検査(外観及び省略検査)	1回当たり	円
(14)	トリハロメタン検査	1回当たり	円
(15)	ねずみ・昆虫等の防除	1回当たり	円
(16)	地下重油タンク点検	1回当たり	円
(17)	汚水槽清掃	1回当たり	円
(18)	雑排水槽清掃	1回当たり	円
(19)	雨水槽清掃	1回当たり	円
(20)	湧水槽清掃	1回当たり	円
(21)	消火水槽清掃	1回当たり	円

3 乙は、第6条第2項の承認を受けた後に当該月分の委託料の支払を甲に請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(処理状況の調査、確認)

第6条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対して、業務の処理状況を報告させ、また自らその状況を調査することができる。

2 乙は、委託業務実施後、報告書を甲に提出し承認を得なければならない。

(現場責任者)

第7条 乙は、委託業務のうち、次の事項について、乙を代理して乙の従業員を直接指揮命令する現場責任者を選任するものとする。

- (1) 乙の従業員の指揮監督及び委託業務処理
- (2) 委託業務履行に関する甲との連絡及び調整
- (3) 甲からの仕様書に基づく臨時業務の受任及び承諾
- (4) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 甲は、委託業務の履行に関する委託者としての指示等は乙の選任した現場責任者に対して行うものとする。

(権利、義務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、第三者に対し、業務の一部又は全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は、この委託契約に基いて生じる権利、義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合についてはこの限りではない。

(用具等の準備)

第9条 委託業務に必要な器具、消耗品等は、特に定めのない限り乙が負担する。

(機密の保持)

第10条 乙は、委託業務実施中に知り得た機密及び県の行政事務に関する事項を他に漏らしてはならない。

(臨機の措置)

第11条 乙は、設備の維持管理上特に必要と認めるときは臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、乙は措置状況について速やかに報告しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の一に該当するときはこの委託契約を解除することができる。

- (1) 乙の責任に帰すべき理由により第3条の委託契約期間中に業務を継続する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙の業務が甚だしく不誠実と認められ、又はこの契約を履行する意思がないと認められるとき。
- (3) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (4) 乙が次のアからキに該当した場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。

以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (5) この契約締結後の事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

2 乙がやむを得ぬ事由によりこの契約を解除しようとするときは、あらかじめ3か月前までにその旨を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

(損害賠償責任)

第13条 乙は業務の実施中において、乙の責に帰すべき事由により甲及び第三者に損害を与えたときは、乙の責任において賠償しなければならない。

(施設等の貸与)

第14条 甲は、乙が委託業務を処理するために必要な次の施設を貸与する。

静岡県浜松総合庁舎 地下1階 中央監視室

(定めのない事項の処理)

第15条 この委託契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年4月1日

(甲) 浜松市中央区中央一丁目12番1号

静岡県浜松財務事務所

所 長

印

(乙)

印

浜松総合庁舎設備保守管理業務仕様書

1 業務の場所

静岡県浜松総合庁舎（本庁舎、付帯施設、敷地及び駐車場）

2 業務対象範囲（別紙作業基準のとおり）

(1) 電気設備

ア 電力設備

（ア） 駐車場架台上等の電気設備に関する一切の管理業務

（イ） 庁舎内電気設備及び配線系統の保守管理

（ウ） 自家発電設備の保守管理

（エ） 非常電源装置（蓄電池）の定期点検

イ 避雷針設備

ウ 航空障害灯

エ 通信信号設備

（ア） 放送設備、インターホン、非常放送設備、会議用放送設備の保守管理

（イ） 火災報知設備、防火防排煙設備の保守管理

（ウ） テレビ共同視聴設備の保守管理

（エ） 電気時計設備の保守管理

（オ） 表示設備（出退表示盤、警報盤、昇降機監視盤）の保守管理

（カ） ガス漏れ火災警報設備の保守管理

(2) 空気調和設備

ア 冷温水発生機とこれに付属する設備の運転、保守管理

イ 空気調和設備の運転、保守管理

(3) 給排水衛生設備

ア 給排水衛生設備の保守管理

イ 都市ガス給湯ボイラーの運転、保守管理

ウ ガス設備の点検

エ 飲用滅菌機の保守管理

(4) 消防用設備

ア 屋内消火栓設備、消火器具設備の点検

イ 水槽の保守管理

(5) 測定業務

ア 飲料水、雑用水の残留塩素測定（週1回）

イ 下水道の水質測定

（ア） PHについては水質測定を毎日1回行う。

（イ） BOD、SS、N-ヘキサン、総クロム、銅、亜鉛については水質検査を毎月1回行う。

ウ 井戸水の水質検査 (年6回 偶数月)

検査項目は飲料水水質検査項目の中から、省略検査の項目及び鉄・マンガンの検査を8月、2月の年2回行う。

検査項目は飲料水水質検査項目の中から、大腸菌、濁度検査を4月、6月、10月、12月の年4回行う。

エ 冷却塔のレジオネラ菌検査を7月、9月の年2回行う。

オ 膨張タンクのレジオネラ菌検査を7月に行う。

カ 冷温水発生機4台から発生する煤煙中の煤塵量、窒素酸化物濃度及び硫黄酸化物濃度の測定を8月、2月の年2回行う。

(6) 点検立会

消防設備保守点検、自家用電気工作物の保守点検等設備の保守点検の際の立会

3 保守員の資格及び人員

受託者は保守員として次の有資格者を配置し、この業務に関連する法令等を遵守して業務を行うこと。(講習が必要な場合においては講習を受講させること。)

- (1) 第3種電気主任技術者以上の有資格者 … 1人
- (2) 第1種又は第2種電気工事士 … 1人
- (3) 第3種冷凍機械取扱責任者又は、2級ボイラー技士以上の有資格者 … 1人
- (4) 危険物取扱者(甲種又は乙種4類) … 1人

4 保守員の異動制限

受託者は、配置する保守員についてあらかじめ資格証明書等の書類を提出して委託者の承認を得ること。

また、契約期間中は、保守員の異動は原則として行わないこと。

5 設備等の取扱い

- (1) 庁舎に設備されている機器の取扱いは、丁寧に扱うとともに故障の早期発見に努め、異常又は異常を予測する兆候を発見した場合は、直ちに必要な措置をとり、常に正常運転状態を維持するよう努めること。
- (2) 点検及び操作ミスによる故障、破損等は、受託者の負担により責任をもって修理すること。

6 計画通知及び報告の義務

- (1) 受託者は、緊急連絡先の一覧表をあらかじめ作成し委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、毎月20日までに翌月の業務計画表を作成し、委託者に提出すること。変更のあった場合は、事前に通知すること。
- (3) 受託者は、業務終了後、報告書を委託者に提出すること。

- (4) 月間業務計画表、報告書の様式については、委託者と協議の上、受託者が作成すること。

7 消耗品等の支給

各設備の保守点検整備のため必要な蛍光灯、電球等の消耗品は、受託者の求めにより委託者が支給するものとする。

ただし、委託業務実施に要する用具については、受託者の負担とする。

8 保守員の勤務時間

	配置時間	人数
開庁日（平日）	7時00分～14時00分	1人
	8時30分～17時30分	1人
	11時30分～18時30分	1人

- * 各配置時間のうち1時間は保守員の配置を要しない。
- * 閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日）は業務を行わない。
- * 空気調和設備の運転に必要な場合及び庁舎内職員の執務に支障のある設備点検等の場合には、上記勤務時間を変更して行う。

9 その他の業務

- (1) 作業点検等における事故については十分の注意を払い、事故を未然に防ぐこと。
- (2) 災害発生等緊急時には、委託者の要請により出勤して設備の安全を期すること。
- (3) 中央監視室、諸機械室及び各設備等貸与された鍵の管理を適切に行うこと。
- (4) 図面、書類等の管理及び変更に伴う図面等の訂正を確実に行うこと。
- (5) ドア、ブラインド他軽微な補修は委託者の指示により行うこと。
- (6) 施設設備の故障、修理について、発生日時・箇所・内容・修理の有無等を整理記録すること。

10 保守員の服務規律等

- (1) 保守員は、作業服を着用し、胸に社名、氏名入りの名札を付けること。
- (2) 保守員は、常に礼儀正しく、丁寧な言動をもって勤務すること。
- (3) 業務遂行中に知り得た機密及び県の行政事務等に関する事項は、他に漏らしてはならない。

11 保守員の管理

- (1) 受託者は、委託業務に従事する従業員の身元、衛生及び業務規律の維持に

努めること。

- (2) 委託者が、委託業務に従事する保守員の勤務状態を不相当と認め、受託者に通知した場合は、受託者は直ちに当該保守員を交替するものとする。

12 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

13 その他

この仕様書及び作業基準に示されていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議し、状況に応じた指示を受け、誠意をもって行うこと。

作業基準

No.1

設備名	機器名	点検・検査項目	実施時期				備考
			日	週	月	年	
電力設備	断路器	外観点検			1		
		外姿、汚損、損傷の点検			1		
		端子及び刃の接触部変色の有無			1		
	遮断器	外観点検			1		
		ブッシングの点検			1		
		操作装置の機能確認				2	
	変圧器	外観点検			1		
		異音、異臭、振動の点検			1		
		ブッシングの点検			1		
		温度点検			1		
	電力用コンデンサー 及びリアクトル	外箱の点検			1		
		異音、異臭の点検			1		
		外姿、汚損、損傷の点検			1		
	計器用変成器	外箱の点検			1		
		異音、異臭の点検			1		
	電力ヒューズ	保護筒の点検			1		
		外姿の点検			1		
		接触部の点検			1		
	受電盤及び配電盤	外観点検			1		
		信号灯、表示灯の点検	1				
		計器の点検	1				
	継電器	カバーの点検			1		
		動作表示装置の状態確認	1				
	分電盤及び操作盤	外観点検			1		
		各器具の点検			1		
	電力監視盤	外観点検			1		
		信号灯、表示灯の点検	1				
	マンホール	水位、内部の汚れ、配線状態の点検			1		
	蓄電池	液量の適否			1		

作業基準

No.2

設備名	機器名	点検・検査項目	実施時期				備考
			日	週	月	年	
電力設備	蓄電池	電極板の点検			1		消防用設備点検 結果報告書提出
		端子の点検			1		
		電圧測定			1		
		容器の点検			1		
		充電器の点検			1		
		表示器の点検			1		
		警報の点検			1		
		整流器及び蓄電池の定期点検				2	
	電動機	異音、異臭、異常振動の点検	1				その都度 その都度 その都度
		取付状況の点検	1				
	電磁開閉器	カバーの変形の有無	1				
		喰りの有無	1				
	照明設備	照明器具の点検			1		
		外部点検			1		
		外灯の点灯時間の変更					
		管球の交換					
	コンセント	異常の点検					
	自動ドア	外観点検			1		
	検針	電力使用量の記録	1				
	自家発電設備	各種点検立会い			1		
避雷針設備	避雷針	突針、導体の点検				2	
		接地抵抗測定				1	
航空誘導灯	航空誘導灯	点灯の確認			1		
通信信号設備	放送設備	プログラムタイマーの点検	1				
		アンテナ関係の点検			1		
	インターホン	点検			1		
	火災警報受信盤	電圧表示灯の点検	1				
		中央監視室の各種表示灯の点検	1				

作業基準

No.3

設備名	機器名	点検・検査項目	実施時期				備考
			日	週	月	年	
通信信号設備	防火防排煙設備	点検			1		
	テレビ共聴装置	点検			1		
	電気時計	親時計点検 子時計点検	1			4	
	出退表示盤	ランプの点燈確認			1		
	警報盤(空調、電力、水位)	ランプの点燈確認	1				
	昇降機監視盤	ランプの点燈確認	1				
	ガス漏れ火災警報設備	点検	1				
空調設備	冷温水発生機	冷温水温度、冷却水温度の確認	3				その都度
		冷温水圧力、冷却水圧力の確認	3				
		運転電源の確認	3				
		保守点検の立会い					
	冷却塔	運転電源の確認	3				その都度
		冷却塔水槽内の汚れ腐蝕の点検			1		
		送風機の機能確認			1		
		冷温水の冬季水抜き、清掃及び取替				1	
		レジオネラ菌検査				2	
		保守点検の立会い					
	ポンプ	圧力、運転電源の確認	3				その都度
		振動、異音の有無の点検		1			
		グランド上り水漏れの点検		1			
		保守点検の立会い					
	パッケージ類	エアーフィルター清掃				2	その都度
		保守点検の立会い					
	空調機	振動、異音の有無の点検	1				
		電動機の異常の有無の点検	1				
		冷温水温度の確認	3				
		運転電源の確認	3				
		エアーフィルター(全熱交換器回り)清掃				1	

作業基準

No.4

設備名	機器名	点検・検査項目	実施時期				備考
			日	週	月	年	
空調設備	ファンコイルユニット	エアークフィルターの点検、清掃 保守点検の立会い				1	その都度
	送風機	電動機の異常の有無の点検 振動、異音の有無の点検 Vベルトの点検 保守点検の立会い	1 1		1		その都度
	全熱交換器	エアークフィルターの点検、清掃 エアークエレメントの点検、清掃				1 1	
	除湿器	エアークフィルターの点検、清掃				1	
	OAフィルター	エアークフィルターの点検、清掃				1	
	自動制御	保守点検の立会い					その都度
	記録	運転時間の記録管理	1				
給排水	受水槽	警報装置の作動確認 槽内の堆積物及び汚れの点検 発錆及び損傷の点検					
衛生設備	副受水槽				1		
	高架水槽					1	
	膨張水槽					1	
	井水受水槽						
	井水高架水槽						
	揚水ポンプ	圧力、電流値及び作動確認			1		
	(井水水中ポンプ含む)	振動、騒音の有無の点検 グラントより水漏れの点検 カップリングの点検			1 1 1		
	給水管	各バルブ及び水漏れの点検				2	
	飲用滅菌機	薬液補充、薬液漏れ点検 作動状況確認 末端給水栓における残留塩素濃度	1 1	1			
	汚水槽	槽内の汚れ、沈積物、浮遊物の点検				2	
	雑排水槽	昆虫の発生状況の点検				2	

作 業 基 準

No.5

設備名	機器名	点検・検査項目	実 施 時 期				備 考
			日	週	月	年	
給排水 衛生設備	雨水槽	槽内の汚れ、沈積物、浮遊物の点検 昆虫の発生状況の点検				1	
	湧水槽					1	
	消火水槽					1	
	消火水槽(高架水槽)					1	
	給排水ポンプ	圧力、電流値及び作動確認			1		
		振動、騒音の有無の点検			1		
	排水管	水漏れの点検				4	
		排水状態の点検				4	
	流し台等の設備	給排水装置の点検				6	
	厨房	グリストラップ点検				3	
		厨房器具点検			1		
	洗面器	亀裂、破損の点検				6	
		水量の調整と確認				6	
		水漏れの点検				6	
		排水状態の点検				6	
	大便器及び小便器	亀裂、破損の点検				6	
		水量の調整と確認				6	
		小便器センサーの点検				6	
		水漏れの点検				6	
		排水状態の点検				6	
	電気湯沸器	湯温、湯量の点検			1		
	(ガス湯沸器含む)	水漏れの点検			1		
		サーモスタット、タイマーの点検			1		
	シャワー設備	作動点検、調整			1		
	ボイラー	本体外部の汚れ、損傷、腐蝕の点検			1		
	都市ガス	温度水高計、ダンパー機能、給水装置の点検	1				
	給湯ボイラー	自動制御装置の機能確認	1				
		燃焼状態の確認	1				

作業基準

No.6

設備名	機器名	点検・検査項目	実施時期				備考
			日	週	月	年	
給排水 衛生設備	都市ガス 給湯ボイラー	安全装置及び操作盤各部点検	1				
		膨張タンクの内部点検				1	
		膨張タンクレジオネラ菌検査				1	
		各種配管バルブの点検				4	
	検針	上水使用量記録	1				
		井水使用量記録	1				
	ガス設備	機器、配管のガス漏れの点検	1				
		ガス使用量の記録	1				
	井戸	ピット点検			1		
		水質検査				6	
消防用設備	屋内消火栓設備	外観点検、ホース及びポンプの点検			1		
		配管漏水の点検			1		
	移動式粉末消火設備	外観点検			1		
	消火器	備え付け確認			1		
		外観点検			1		
	消防隊専用栓	外観点検			1		
	消防隊専用タラップ	外観点検			1		
	連結散水設備	外観点検			1		
	水槽	消防隊、消火栓用水槽の水量確認			1		
	誘導灯	外観点検			1		
	メタンガス発生警報設備	外観点検			1		
	避難器具	外観点検			1		
ビル管理 環境測定	飲料水、雑用水水質	残留塩素測定		1			
	飲料水水質	全項目検査、トリハロメタン検査 外観省略検査				1 1	

作業基準

No.7

設備名	機器名	点検・検査項目	実施時期				備考
			日	週	月	年	
ビル管理 環境測定	空気環境測定	空気環境測定				6	
	ねずみ昆虫等防除	防除作業 巡回調査			1	2	
下水道 水質測定	汚水枳	PH BOD、SS、N-ヘキサン、総クロム、銅、亜鉛	1		1		

浜松総合庁舎自家発電機設備保守点検業務仕様書

1 業務の場所

静岡県浜松総合庁舎 駐車場架台

2 委託業務の内容（別紙保守点検整備基準表のとおり）

発電機 3φ3W 6.6KV 380KVA

機 関 ディーゼルエンジン

- (1) 受託者は、上記の自家発電機設備を常に良好な状態に保つため、6か月に1回、関係法規に合致した点検を行うものとする。
- (2) 受託者は、万一事故等の通知を受けた時は直ちに技術員を派遣し、適切な処理を行うこと。

3 委託業務の実施期日

6か月点検（外観・作動・機能点検） 7月

12か月点検（外観・作動・総合点検） 1月

ただし、実施期日については協議の上変更することができる。

4 経費の負担

点検作業に要する器具、材料、消耗品は、乙の負担とする。

なお、点検作業に必要とする電気、水、燃料及び取替部品は委託者の負担とする。

5 報告の義務

- (1) 受託者は、点検、修理が終了したときは、速やかに点検整備結果報告書及び消防用設備等点検結果報告書を提出し、委託者の承認を受けること。
- (2) 点検整備結果報告書の様式については、委託者と協議の上、受託者が作成すること。
- (3) 受託者は、点検作業において異常箇所を発見したときは、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。
- (4) 保全に関する所見を報告すること。

6 技術員の服務規律等

- (1) 技術員は、作業服を着用し、胸に社名、氏名入りの名札を付けること。
- (2) 技術員は、常に礼儀正しく、丁寧な言動をもって勤務すること。
- (3) 業務遂行中に知り得た機密及び県の行政事務等に関する事項は、他に漏らしてはならない。

7 その他

この仕様書及び作業基準に示されていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については、委託者と協議し、状況に応じた適切な処理を誠意をもって行うこと。

自家発電機設備保守点検整備基準表

[点検及び報告の義務の法基準]

電気事業法 技術基準の適合・維持義務。保安規定の「巡視・点検・測定」の遵守

建築基準法 非常照明などの非常電源としての機能維持

消防法 消火設備などの非常電源としての機能維持、点検及び報告(年2回の点検義務)

6月1回 … 外見点検、無負荷運転確認	
自家発電装置	機器類等の外観点検 各部の汚損及び緩みの点検、増し締め、清掃 防震ゴム又はばねの異常の有無点検 基礎ボルトの異常の有無点検、増し締め 原動機と発電機の継手部の異常の点検 各系統の原動機本体、付属機器、配管等からの漏れの有無点検 (燃料油、燃料ガス、潤滑油、始動空気系統)
原動機(ディーゼルエンジン)	
発電機	発電機本体、出力端子保護カバー等の外観点検、ボルトの増し締め 発電機の巻線部及び導電部周辺の汚損の有無点検、乾燥を確認 スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無点検 軸受等の潤滑油重点点検
配電盤類(発電機盤、自動始動盤、補機盤)	盤本体の外観点検 内部配線等の外観点検 端子部の変色の有無点検 端子類・指示物の外観点検、ボルト等締付け部の緩み増し締め 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無点検、ボルト等増し締め スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無点検 自動電圧調整装置AVRの外観点検
盤内機器	スイッチ・制御機器類の外観・作動点検
制御回路部(自動始動盤、補機盤)	補機運転用検出スイッチによる自動運転確認
補機付属装置(始動用蓄電池)	蓄電池点検(レベル、温度、電池電圧、比重)
補機付属装置(燃料槽)	貯油量、油面計動作確認、各種バルブ・取付ボルト外観確認 通気口先端の引火防止用金物の外観点検
補機付属装置(ラジエータ)	本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、緩み、腐食、漏水等の有無の点検 ラジエータ内部の冷却水の液量及び汚れの有無の確認
補機付属装置(換気装置)	給排気ファン等の据付状態・回転部及びベルトの外観点検
補機付属装置(配管)	排気管の隔離距離確認、排気伸縮管・排気管・断熱被覆の外観点検 指示金具の緩みの増し締め、排気管貫通部の断熱保護部の外観点検 排気伸縮管付近の排気管の固定状態確認 各種配管・フレキシブルジョイントの外観点検、漏れの有無、バルブの開閉状態確認
補機付属装置(耐震措置)	ストッパ等の偏荷重及び溶接部のはがれ点検、基礎ボルト等の外観点検
接地	接地線の外観点検、接続部の取付け状態点検
運転機能	試運転:始動試験(タイムスケジュール、無負荷運転5~10分)、電圧・周波数・回転速度等の確認 運転中の発電機・原動機・配管等の異常確認、保安装置による動作確認 自動停止の動作確認、ガスタービンの場合回転変化・異常音の確認 その他:発電機室の設置状況確認

年1回 … 自家発電設備全体の機能及び性能を確認する点検、定格負荷運転確認	
自家発電装置	付属機器の取付状態及びボルトの緩みの増し締め
原動機(ディーゼルエンジン)	フィルタの分解点検(カートリッジタイプは交換)
発電機	潤滑油の汚損の状況及び水分の混入状況点検 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無点検、ボルト等増し締め
盤内機器(交流遮断器:共通)	各機槽部・接地線の外観点検、各締付け部緩み点検、操作機構の作動点検、絶縁抵抗測定
盤内機器(断路器:共通)	本体・操作機構取付部・通電部・ヒンジ部・各部品の外観点検、雨水進入点検 操作機構導電部・ベース及び駆動リンク機構・ベアリング部・操作装置の外観作動点検、軸受部注油
盤内機器(手動断路器)	絶縁抵抗測定
盤内機器(動力断路器)	操作部の外観点検・各締付け部緩み点検、絶縁抵抗測定
盤内機器(指示計器、表示操作)	保護継電器等の警報作動確認、保護継電器の外観・端子の緩み確認
盤内機器(計器用変成器)	外観点検・緩み確認、絶縁抵抗測定
盤内機器(ヒューズ類)	溶断・損傷点検、規定の種類・容量の使用確認
補機付属装置(燃料槽)	主燃料槽のマニホール内部の点検
補機付属装置(ラジエータ)	本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、緩み、腐食、漏水等の有無の点検 ラジエータ内部の冷却水の液量及び汚れの有無の確認
補機付属装置(燃料移送ポンプ)	ポンプの取付け状況確認、本体・軸受部の外観点検、電動機との連結部外観点検 軸受部の潤滑確認、ポンプ運転用レベルスイッチによる動作確認
補機付属装置(配管)	排気管室の外露出部の発錆・先端保護網の取付け状態確認
接地抵抗測定	接地抵抗の測定
絶縁抵抗測定	電気系巻線及び主回路、界磁巻線、制御回路、電動機、機器(実際に接続されている負荷)
運転機能	調速機:瞬時負荷遮断性能・瞬時負荷投入性能の確認 保安装置:検出部の実動作試験 定格負荷運転:負荷時の装置の運転数値確認、給気及び排気状態確認 油漏れ・異常(臭・音・振動・熱・排気)の点検、排気ガス漏れの点検 騒音測定、軸受温度測定(実際に接続されている負荷)

浜松総合庁舎建築物環境衛生管理業務仕様書

1 業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)に基づき、空気環境測定、貯水槽清掃作業、ねずみ・昆虫等の防除作業、飲料水の水質検査等を次の基準により実施する。

なお、作業実施時期は協議の上変更できるものとする。

(1) 空気環境測定作業

ア 2か月に1回実施(奇数月)

イ 26ポイントを1日に2回測定

ウ 測定場所は、屋外1か所、地階1か所、1階5か所、2階2か所、3階2か所、4階2か所、5階2か所、6階2か所、7階1か所、8階2か所、9階3か所、10階3か所とする。

エ その他に室内照度を測定

(2) 貯水槽清掃作業

ア 設備

上水	受水槽	有効容量	35 m ³
	副受水槽	有効容量	1 m ³
	高架水槽	有効容量	8 m ³
	給湯膨張水槽	有効容量	0.7 m ³
井水	受水槽	有効容量	55 m ³ × 2
	高架水槽	有効容量	17 m ³

イ 年間1回実施(7月)

ウ 作業手順

- (ア) 揚水ポンプ及び移動式水中ポンプにて排水
- (イ) 周壁底部、パイプの清掃及び清掃後の排水、底部拭掃
- (ウ) 槽内消毒後、槽内水処理及び排水
- (エ) 槽内再消毒後15～30分経過後、水張実施
- (オ) 満水後残留塩素検査
- (カ) 機器の調整(揚水ポンプ運転、弁類の切換など)
- (キ) 貯水槽周辺の掃除、異物侵入の防止

(3) 飲料水水質検査

ア 全項目検査(7月)

イ 外観及び省略検査(1月)

ウ トリハロメタン検査(7月)

(4) ねずみ・昆虫等の防除作業

ア 年2回(6月、12月)全区域を一斉に行うこと。

イ 使用する殺虫剤は、殺虫力、速効性、残効性及び人体安全等の条件を備

えた有機りん性剤とし、殺そ剤は、殺そ力、残効性及び人体安全等の条件を備えた固形剤又は粉末剤とする。

ウ 殺虫剤の散布は、乳剤を噴霧機で散布し、残留処理を行うこと。

エ 殺そ剤の配置場所には、その旨を表示するとともに、配置場所、殺そ剤の種類、数量等を書面により委託者に提出するものとする。

オ 翌日死んだ虫の回収処理及び殺虫効果調査を行い、昆虫等が生息する時及び委託者の指示があるときは継続して殺虫剤を散布して完全殺虫すること。

カ 殺そ剤配置の翌日から原則として10日間、死その回収処理及び殺そ剤の喫食状況等の殺そ効果調査を行い、生息する場合及び委託者の指示のある時は、継続して殺そ剤を配置し、完全殺そするよう努めること。

なお回収した虫及びねずみの死骸は受託者が責任をもって搬出処理すること。

キ 毎月1回巡回調査すること。

ク 庁舎内へのねずみの侵入を防ぐため、外部からの侵入経路及び庁舎の外周等に殺そ剤を散布すること。

(5) 地下重油タンク点検

ア 年1回行うこと。(10月)

イ 点検は(一社)静岡県危険物安全協会連合会の「地下タンク貯蔵所定期点検実施要領」に基づいて行うこと。

2 報告の義務

- (1) 受託者は、年間業務予定表をあらかじめ作成し、提出すること。予定に変更のあった場合は、事前に通知すること。
- (2) 受託者は、業務実施後、報告書を作成して委託者に提出し、検査承認を得ること。
- (3) 年間業務予定表及び報告書の様式については、委託者と協議のうえ、受託者が作成すること。
- (4) 受託者は、上記委託業務の実施に当り、異常箇所(関係法令に定める基準に適合しない場合も含む。)を発見したときは、遅滞なく、委託者に報告すること。

3 建築物環境衛生管理技術者

- (1) 受託者の建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから、建築物環境衛生管理技術者(非常勤)を1名選任する。
- (2) 選任された建築物環境衛生管理技術者は、建築物の環境衛生が適正に行われている事を管理する。
- (3) 年間業務予定表に基づく衛生管理業務の履行確認を行い、その結果と総評を書面(任意様式)にて月次報告する。緊急を要する結果については、速や

かに委託者へ応急措置及び是正措置等の助言を行う。

4 作業員の服務規律

- (1) 勤務中は制服を着用し、名札を胸につけ、身だしなみに注意するとともに規律ある行動をとること。
- (2) 業務遂行中に知り得た機密及び県の行政事務等に関する事項と個人情報、他に漏らしてはならない。
- (3) 委託業務実施のため事務室等に立ち入る場合は、あらかじめ委託者の承認を得ること。

なお、庁舎内職員の勤務時間外作業においては、警備員に伝え、入退庁の手続きを行うこと。

5 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たっては、常に関係法令を遵守すること。

6 その他

この仕様書に示されていない細部の事項及び業務実施中に生じた疑義については、委託者と協議し、状況に応じた適切な処置を行うこと。

浜松総合庁舎水槽清掃業務仕様書

1 業務の内容

(1) 汚水槽、雑排水槽、雨水槽、湧水槽、消火水槽清掃作業

ア 作業回数及び実施期日

汚水槽、雑排水槽 … 年 2 回実施（9 月及び 3 月）

雨水槽、湧水槽、消火水槽 … 年 1 回実施（11 月）

イ 数量

汚水槽	30m ³	1 槽	
雑排水槽	30m ³	2 槽	計 3 槽
雨水槽	31m ³	39m ³	11m ³ 各 1 槽
湧水槽	20m ³	3 槽	
消火水槽	51m ³	1 槽	
消火水槽（高架水槽）	0.3 m ³	1 槽	計 8 槽
			合計 11 槽

ウ 作業手順

- (ア) 設置してある排水ポンプを用いて水槽内の汚れを排水
- (イ) 槽内の汚れ及び残留物の除去
- (ウ) 水槽内部壁面、底面、流入管、排水ポンプ等を高圧洗浄機等を用いて洗浄
- (エ) 内部配管及び使用機器の点検、汚れの確認等槽内の点検
- (オ) 害虫等の発生の有無の確認
- (カ) 点検後クレゾール等の薬品を用いて内部消毒を行う。

(2) 残留物の搬出処理

回収した槽内の残留物等は受託者が責任をもって庁舎外に搬出処理すること。

ただし、残留物の収集運搬・処分について、受託者が許可業者でない場合には、委託者の了解を得て再委託できるものとする。

(3) 実施時期

作業実施時期については協議の上変更することができるものとする。

2 報告の義務

- (1) 受託者は、年間業務予定表をあらかじめ作成し、提出すること。また予定に変更のあった場合は、事前に通知すること。
- (2) 受託者は、業務実施後、業務実施報告書を作成して委託者に提出し、検査承認を得ること。
- (3) 年間業務計画表及び業務実施報告書の様式については、委託者と協議の上、受託者が作成すること。

- (4) 受託者は、清掃作業において異常箇所を発見したときは、遅滞なく、委託者に報告すること。
- (5) 回収した槽内の残留物等の収集運搬・処分業務を再委託する場合には、再委託業者が許可業者であることを証する書類を提出すること。

3 作業員の服務規律

- (1) 勤務中は制服を着用し、名札を胸につけ、身だしなみに注意するとともに規律ある行動をとること。
- (2) 業務遂行中に知り得た機密及び県の行政事務等に関する事項は、他に漏らしてはならない。
- (3) 委託業務実施のため、事務室等へ立ち入る場合は、あらかじめ委託者の承認を得ること。

なお、庁舎内職員の勤務時間外作業においては、警備員に伝え、入退庁の手続きを行うこと。

4 関係法令の遵守

受託者は、委託業務の実施に当たっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）等関係法令を遵守すること。

5 その他

この仕様書に示されていない細部の事項及び業務実施中に生じた疑義については、委託者と協議し、状況に応じた適切な処置を行うこと。